

市町村不妊（不育症）治療等支援制度に関する調査（令和6年4月時点）

市町村	実施	実施概要	実施予定	実施予定概要
名護市	○	<p>不妊治療を受けた方の経済的負担を軽減するため、通院にかかる交通費を助成。</p> <p>【助成金額】 1組の夫婦（事実婚含む）に対し、通院1回につき3千円 （治療を受けた年度毎上限：12回/3万6千円）</p> <p>【対象者】 申請日において、次の全てに該当する夫婦が対象。 （1）婚姻の事実が確認できること。（事実婚含む） （2）不妊症と診断され、不妊治療を受けていること。 （3）夫婦いずれかが名護市に1年以上住所を有すること。 （4）夫婦ともに市税等の滞納がないこと。</p> <p>【対象となる治療】 名護市在住期間中に沖縄県が承認する不妊治療指定医療機関において受けた不妊治療及び地方厚生局から承認された医療機関で受けた先進医療。</p>		
国頭村	○	<p>国頭村生殖補助医療費助成制度・国頭村一般不妊治療費助成制度・国頭村不妊治療に係る交通費の一部助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしている夫婦であること。 ・夫婦のいずれか一方若しくは両方が、助成金の交付申請日において、国頭村に1年以上住所を有し、助成後も引き続き3年以上国頭村に住所を有するもの。 ・助成金の交付申請日において、対象者及び世帯員に村税等の滞納がないこと。 ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方 ・生殖補助医療費（体外受精・顕微授精）40歳未満：通算6回。40歳以上：通算3回。 ・不妊治療に係る交通費 1年度毎に限度額5万円 		
大宜味村	○	<p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療（タイミング療法・排卵誘発法・人工授精など）本人負担額の1/2の額で1年度、5万円を限度に通算2年間。 ・生殖補助医療に要した費用のうち、保健診療費の一部負担金から高額療養費や付加給付金を控除した額を助成する。1年度15万円を限度に通算5年間。 ・不妊治療費に係る交通費1回あたり4千円。1年度あたり限度額4万円。 <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のいずれか一方もしくは両方が村内に1年以上住所を有し、助成後も3年以上村内に住所を有する者。 ・医療保険に加入している者。 ・夫婦に村税等の滞納がないこと。 ・戸籍上の夫婦。 		
東村	○	<ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療 タイミング療法、排卵誘発法、人工授精などに要した費用のうち、本人負担額の1/2の額で1年度5万円を限度に通算2年間 ・生殖補助医療 体外受精、顕微授精などに要した費用のうち、保険診療費の一部負担金から高額療養費や付加給付を控除した額を助成。1年度5万円を上限に通算5年間。 ・不妊治療に係る交通費 助成金の交付が決定した者において、50km以上の陸路移動にかかる費用について1回あたり4,000円。1年度あたり4万円を上限として助成する。 		
今帰仁村	○	<p>【今帰仁村不妊治療費助成制度】 対象者：今帰仁村に1年以上住所を有する夫婦 対象となる治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険が適用となる不妊治療 ・医療保険が適用とならない不妊治療 （第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療等は除く） <p>助成額：対象となる治療の自己負担額2分の1の額で、1年度あたり上限額10万円</p>		

本部町	○	<p>●支援対象者：医療機関において不妊症または不育症と診断され、その治療を受けた者でかつ、申請日において次の要件をすべて満たすもの。</p> <p>(1)婚姻関係にある者(事実婚含む)</p> <p>(2)申請日において夫婦の町税等の滞納がないこと</p> <p>(3)治療初日から本部町に1年以上住民登録していること</p> <p>●支援金の額及び助成期間：1日当たり3,000円とし、1会計年度30,000円が上限</p> <p>●支援金の申請期間：診療開始月から1年以内</p>		
伊江村	○	<p>【対象治療】一般不妊治療・不育治療・特定不妊治療</p> <p>【対象者】戸籍上の夫婦・伊江村に1年以上住所を有している 村税等の滞納がない・医療保険に加入している</p> <p>【助成上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療：1年度当たり20万円限度 不育治療：1年度あたり15万円限度 ・特定不妊治療：1回あたり25万円限度 43歳以上1回あたり35万円限度 <p>【回数制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療費・不育治療は開始した月から継続3年間 ・特定不妊治療は39歳未満通算6回・40歳～42歳通算3回・43歳以上通算3回 <p>【不妊治療に係る交通費は、離島患者支援事業にて助成】</p>		
伊平屋村	×		×	
伊是名村				
宜野湾市	×		×	
沖縄市	×		×	
うるま市	○	<p>・令和6年6月3日より申請受付を開始する予定です。</p> <p>(助成対象者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.夫婦の双方又は一方が申請日においてうるま市の住民基本台帳に記録されていること。 2.沖縄県先進医療不妊治療費助成事業助成金交付要綱に基づく、先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知を受けた者であること。 3.他の市区町村で同様の助成を受けていない者であること。 4.令和6年4月1日以降に終了した先進医療不妊治療であること。 <p>(助成対象額)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.先進医療不妊治療に要した費用のうち、沖縄県の実施する先進医療不妊治療費助成事業において、助成対象となった額より、沖縄県先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知書に記載の額を控除した額を助成いたします。 <p>※算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2.助成金の額は夫婦に対し、一年度につき7万円を上限としております。 <p>(申請期限)</p> <p>令和7年3月31日まで(沖縄県先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知を受けた日付が2月以降である場合には、4カ月以内)に申請となります。</p> <p>※令和7年3月に終了した助成対象治療については、沖縄県先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知書の日付より4カ月以内に申請となります。</p> <p>HP:https://www.city.uruma.lg.jp/1005006000/contents/p000012.html</p>		

<p>恩納村</p>	<p>恩納村では、一般不妊治療と先進医療不妊治療、両方の助成を行っています。</p> <p>〈一般不妊治療〉 (対象) ①産婦人科等の医療機関で不妊症と診断され、その治療を受けた方 ②法律上の婚姻をしている夫婦で、申請日において、夫婦が恩納村に1年以上住所を有している方（但し、単身赴任等で夫婦のどちらかが、異なる場所に住所を有する場合でも該当することとする） ③各種健康保険に加入されている方 ④夫婦の前年所得（前年所得が確定していない場合は前々年）の合計額が730万円未満の方 ⑤申請日において、村民税等を滞納していない夫婦（※村税等とは・・・村民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料、国民健康保険税、水道使用料、村営住宅の家賃及び保育料、後期高齢者等）</p> <p>○ (助成金額、期間) ①治療にかかる医療費の本人負担額のうち、1年度につき13万円を限度とします。ただし、食事療養標準負担額、文書料、個室料等は助成の対象となりません。 ②助成期間は、治療開始の月から継続する2年間とします。但し、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合には、その期間を延長することができます。</p> <p>〈先進医療不妊治療〉 (対象) ①『沖縄県先進医療不妊治療費助成事業』により助成を受けていること ②申請日において、村民税等を滞納していない夫婦（※村税等とは・・・村民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料、国民健康保険税、水道使用料、村営住宅の家賃及び保育料、後期高齢者医療保険料等）</p> <p>(助成金額) ①先進医療不妊治療に要した費用のうち、沖縄県の助成事業により交付を受けた助成額を控除した額。上限、30万円としています。</p>		
<p>宜野座村</p>	<p>○ ●宜野座村特定不妊治療費助成事業 対象：①法律上の婚姻をしている夫婦であること②夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が宜野座村に2年以上住所を有している夫婦③夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること④村税等を滞納していない夫婦であること 対象となる治療等：配偶者間で行う医療保険が適応されない特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする）とする。また、医療機関は、県が助成対象となる不妊治療を行う医療機関として指定している医療機関とする。 助成額：1年度（申請のあった日の属する年度）当たり15万円を限度に通算2年間助成する。特定不妊治療に要した費用（食事代等の直接治療に関係のない費用を除く。）額から県の助成金額を控除した額とする。</p> <p>○ ●宜野座村一般不妊治療費助成事業 対象：①産科、婦人科若しくは産婦人科等の医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者であること②法律上の婚姻をしている夫婦であること③夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が宜野座村に2年以上住所を有している夫婦④夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること⑤村税等を滞納していない夫婦であること 対象となる治療等：対象医療機関において受けた医療保険各法の適応とはならない一般不妊治療とする。診断のための検査や治療効果を確認するための検査等、治療の一貫として行われる検査を含むものとする。 助成額：1年度当たり10万円を限度に通算2年間助成する。</p>		
<p>金武町</p>	<p>○ 不妊治療又は不育治療に励む夫婦に対し、関連する治療と検査等にかかる費用助成を行うことにより、安心して子どもを産み育てることの出来る町づくりを推進するとともに、不妊治療・不育治療にかかる経済的負担を軽減することで、少子化対策を図ることを目的とする。</p> <p>【助成対象】 夫婦又はその一方が1年以上町に住所を有し、町に滞納等がないこと。 【助成内容】 一般不妊治療・特定不妊治療・不妊症にかかる検査等の費用助成 【助成額】 一般不妊治療15万・特定不妊治療15万円・検査6万円の合計36万円迄（年度上限額）・不育治療費等15万円/年度 【助成期間】 通算で5年 ※加入保険、必要書類等詳細を確認する必要があるため、申請前に担当課へ確認必要。 ※助成することのできる治療費等は、医療保険各法の規程による高額療養費及び附加給付費を控除した額とする。</p>		

読谷村				
嘉手納町				
北谷町	×		×	
北中城村	×		×	
中城村	×		検討中	具体的な内容についても検討中。
那覇市	○	那覇市先進医療不妊治療費助成事業 県助成制度と同様の助成。那覇市在住の方は那覇市へ申請する。		
浦添市	×		×	
渡嘉敷村	×		○	
座間味村				
粟国村	×			
渡名喜村	×		×	
南大東村	○	妊娠(不妊治療含む)渡航費用を助成とし、係る費用を補助する 《対象者》 ・住民登録がある夫婦(妻が43歳未満まで) ・不妊症と診断され、不妊治療を受けていること。 《助成金額》 ・離島割引適用後の飛行機運賃。渡航日・受診日の2泊(1泊上限6,000円)全額補助。年12回の渡航を限度とし、宿泊は18泊を限度。	検討中	昨年度より不育症等による不妊治療の相談が増えているため、検討している
北大東村	×		×	
久米島町				
糸満市	×		×	
豊見城市	×		×	
西原町	×		×	
南城市	×		×	
八重瀬町	×		×	
与那原町	×		×	
南風原町	×		×	
宮古島市	○	【対象】 不妊治療・不育症・妊産婦 ・島外(県外含む)の医療機関で不妊治療を受けている夫婦(事実婚を含む) ・不育症検査費用助成事業承認決定通知書の交付を受けている者又は不育症治療を受けている者 ・島外(県外含む)の医療機関での妊産婦健康診査及び出産を要すると医療状況により医師が認めた者 【申請回数】 不妊治療 10回(夫婦合わせて) 不育症検査及び治療 2回 妊産婦健康診査及び出産 3回 【助成額】 船舶は渡航に係る費用、航空路は往復13,000円(片道6,500円)を上限とする 宿泊に係る費用に対し、2泊を上限とし1泊当たり8,000円を上限とする 【医療機関の条件】なし		
多良間村				
石垣市				
竹富町	×		×	
与那国町	○	内容：通院治療に係る渡航費助成 対象：生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）を実施した夫婦。ただし、治療開始時の妻の年齢が43歳以上又は保険適用の回数を超えて治療した夫婦は除く。 助成額：沖縄本島まで船舶及び航空路を利用した場合、運賃往復の8割相当額 宿泊施設での宿泊に対し1泊5千円を限度		